

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年3月26日（令和6年（行情）諮問第287号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行情）答申第332号）

事件名：「官民人事交流に基づく交流採用者の官職の変更について」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月5日付け厚生労働省発人1205第16号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件では、「官民人事交流に基づく交流採用者の変更について」と題する文書（本件対象文書）の記載が、特定の個人を識別するものであり、法5条1号、2号イ及び6号ニ（以下、第2において「法5条1号等」という。）に該当するとして、その一部が不開示となっている（以下、第2において「本件不開示部分」という。）。
- (2) もっとも、本件においては、法5条1号等に該当しない情報についても不開示となっている。

ア まず、各省庁で実施されている「官民交流」の内容については、人事院において公表されている。そのため、本件対象文書において記載されている、株式会社Wと厚生労働省との官民交流については、①採用部署が「大臣官房総務課分かりやすい広報指導室総括コミュニケーション専門官」、②職務内容が「厚生労働省が一般に向けて出す文書（リーフレット、発表資料など）を分かりやすく修正すること。厚生労働省の情報発信（ウェブサイトの構成・デザインを含む。）を分かりやすく、かつ正確に伝わるようにするための支援を行うこと」であ

ることは明らかになっている。

それにもかかわらず、本件対象文書においては、開示されている箇所についても不開示となっており（11頁の「採用予定官職」、「職務内容」等）、この点は速やかに開示されなくてはならない。

イ 次に、本件不開示部分には、具体的に、どの不開示部分が、法5条1号等のいずれに該当するのか不明な場合もあり、本件不開示部分と該当条文の対象が不明確である。

また、特に以下の箇所については、法5条1号等に該当するとは考えられない。

- ・ 11頁の「選考基準及び選考結果の概要」については、これが開示されたところで、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とは考えられない。

ウ したがって、本件における不開示部分の全てが法5条1号等に該当するとは考えられず、本件不開示決定は、過度に広範に及ぶものであって、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」との法の趣旨を没却するものであり許されない。

本件では、インカメラ審理を行い、本件不開示部分が、法5条1号等に該当するか否かを客観的な観点から検討すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年7月31日付け（同年8月2日受付）で、厚生労働大臣（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、本件開示請求に係る行政文書のうち、「官民人事交流に基づく交流採用者の官職の変更について」（本件対象文書）について、令和5年12月5日付け厚生労働省発人1205第16号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月24日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、大臣官房人事課において探索を行ったところ、「官民人事交流に基づく交流採用者の官職の変更について」（本件対象文書）が認められたため、これを本件開示請求に係る行政文書のうちの一部として特定した。

ア 官民人事交流に基づく交流採用者の官職の変更について

株式会社Wからの交流採用職員について、組織改編に伴う官職の変更について、制度所管庁である人事院への報告のために作成されたものである。

当該文書は、①起案用紙、②計画変更報告書、③組織改編にかかる関係法令、④組織図、⑤事務分掌、⑥当初計画申請書、⑦官民交流関係法令で構成されている。

(2) 原処分における不開示部分について

ア 官民人事交流に基づく交流採用者の官職の変更について

原処分においては、①起案用紙のうち内線番号については法5条6号柱書き、②計画変更報告書～⑥当初計画申請書のうち交流採用者の氏名、生年月日、年齢、現在の地位、現在の業務内容、官職、職務内容、官民交流法2条4項1号又は2号のいずれかに該当するかの別、派遣元企業の担当者氏名については法5条1号、派遣元企業の法人印影、連絡先、厚労省と所属企業との契約・履行、処分等の有無、所属企業の業務に係る刑事事件に係る起訴又は不利益処分の有無については法5条2号イ、選考基準及び選考結果の概要については法5条6号ニに基づき、不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア ②計画変更報告書及び⑥当初計画申請書（「官職」及び「職務内容」）

②計画変更報告書及び⑥当初計画申請書のうち「官職」及び「職務内容」については、一般に公務員の職務遂行に係る情報である場合はその職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示すべきであるが、官民人事交流の対象となる職員（以下、第3において「当該職員」という。）個人が識別される情報は、それを公にすることで当該職員の民間企業における前職を特定することとなり、当該情報は職務遂行に係らない個人情報である。

厚生労働省本省の職員名及び職名は一般に販売されている「ガイドブック厚生労働省」（発行：厚生行政出版会）に掲載されていることも併せて鑑みると、請求対象文書における当該職員の名前及び職名を公にすることで当該職員の民間企業における前職を特定できるため、当該情報は法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

イ ⑥当初計画申請書（「選考基準及び選考結果の概要」）

⑥当初計画申請書のうち「選考基準及び選考結果の概要」については厚生労働省の官民交流採用の選考基準について記載がされている。

これらは、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、具体的な手法や当該職員の面接結果等が記載されており、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、種々主張するが、本件対象文書の不開示情報該当性については、上記(3)で述べたとおりであるため、その主張は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月15日 審議
- ④ 令和7年8月4日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち不開示部分が存在する文書は、別表の1欄に掲げるとおりである。また、不開示部分及びその不開示理由は、別表の2欄に掲げるとおりである。

(1) 法5条1号該当性

ア 通番9及び通番14の不開示部分

当該部分には、官民人事交流の制度に基づいて平成22年9月及び平成25年3月から厚生労働省に採用される予定の2名の交流採用予定者の個人に関する情報が記載されており、その氏名も記載されていることから、個々の交流採用予定者ごとに、全体が法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 開示すべき部分

a 各省大臣等の任命権者は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「官民人事交流法」という。）23条1項により、毎年、人事院に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならないとされており、同条2項により、人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、同項1号ないし4号に規定される事項を報告しなければならないとされている。

上記の規定を受け、人事院は、毎年、「官民人事交流に関する年次報告」（以下「年次報告」という。）を作成し、国会及び内閣に報告するとともに、人事院のウェブサイトに掲載している。

b 当審査会事務局職員をして平成22年及び同25年ないし同29年の年次報告並びに厚生労働省のウェブサイトを確認させたところ、通番9及び通番14（官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれかに該当するかの別、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、採用予定官職及び職務内容）とほぼ同じ情報が記載されていると認められる。

このため、これらの部分については、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

c したがって、通番9及び通番14の不開示部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

#### (イ) その余の部分

通番9及び通番14の不開示部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）には、交流採用予定者の氏名等が記載されている。

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）では、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする」とされているが、当該部分に記載されている交流採用予定者は、上記アのとおり、それぞれ平成22年9月及び平成25年3月から厚生労働省に採用される予定の者であり、本件対象文書が作成された時点ではいまだ国家公務員ではないため、上記連絡会議申合せの適用はない。また、その他に、当該部分に記載された交流採用予定者に関する情報について、公表慣行があると判断すべき事情は認められない。このため、当該部分について、法5条1号ただし書イに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

また、当該部分が、法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認

めるべき事情は見当たらない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、個人識別部分である氏名を除くその余の不開示部分は、交流採用予定者の生年月日、年齢等に関する情報が具体的に記載されており、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められない。このため、氏名を除く不開示部分について、同項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### イ 通番2ないし通番8の不開示部分

当該部分には、平成22年9月及び平成25年3月から厚生労働省に勤務している交流採用職員が、同年4月1日に行われる厚生労働省の組織改編によって、官職や所属する組織がどのように変更されることになるのかを示す情報が記載されている。具体的には、i 官職変更の内容（決裁の内容）、ii 厚生労働省の内部組織に関する訓令の新旧条文（一部抜粋）、iii 課単位での新旧組織図、iv 室単位での新旧組織図及びv 室単位での事務分掌が記載されている。また、これらの資料のうち、i、iv及びvには、交流採用職員を含む職員の氏名が記載されており、個々の職員ごとに、官職、属する課・室の名称及び分掌する事務を示す内容であるから、i、iv及びvの全体が法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

#### (ア) 開示すべき部分

- a i、iv及びvの不開示部分（通番2、通番3及び通番6ないし通番8）には、交流採用職員を含め、職員の職務遂行に係る情報が記載されているとは認められない。

他方で、当審査会事務局職員をして確認させたところ、独立行政法人国立印刷局発行の「職員録」では、大臣官房総務課については、係によって記載の有無に違いはあるが、記載されている場合には係長までの職名及び氏名が記載されていることが認められる。また、厚生行政出版会が発行している「ガイドブック厚生労働省」では、係員を含めた全ての職員の氏名及び係長までの職名が記載されていることが認められるが、非常勤職員の氏名まで記載されているのかどうかは、判然としない。

また、本件では、交流元企業を特定した上で開示請求が行われており、交流採用職員の氏名を公にすると、交流元企業名と結びついた公表慣行のない情報が明らかになってしまう。

したがって、通番2、通番3及び通番6ないし通番8に記載さ

れている職員の氏名のうち、非常勤職員及び交流採用職員の氏名を除き、これらの職員の氏名は法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

- b 通番2及び通番3の交流採用職員の変更前官職名及び変更後官職名について、当審査会事務局職員をして年次報告を確認させたところ、平成25年3月から勤務している交流採用職員(β)の変更後官職名については、同年及び同26年の年次報告で明らかになっているが、同人の変更前官職名は明らかになっていないことが認められる。しかしながら、「厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令」(平成25年3月29日・厚生労働省訓令第8号。以下「内部組織訓令」という。)が同省のウェブサイトにおいて公にされており、これによって平成25年4月1日に、どのように厚生労働省の内部組織が変更されたのかが判明することとなるので、同年3月から勤務の交流採用職員(β)の変更前官職名についても、これによって明らかである。

次に、平成22年9月から勤務している交流採用職員(α)については、変更前官職名が同年の年次報告に、変更後官職名が同26年の年次報告にそれぞれ記載されているので、これにより明らかである。なお、交流採用職員(α)の変更前官職名及び変更後官職名には、それぞれ併任先も記載されているところ、同年の年次報告書には、同人の変更後官職名に加えて併任先官職名も併記されているが、平成22年の年次報告書には、変更前官職名以外の併任先官職名は併記されていない。しかしながら、通番2の「官民人事交流に基づく交流採用者(α)の組織改編に伴う官職の変更について」では、既に原処分において、官職の変更に伴う交流採用の実施に関する計画に基づく職務内容に変更はないことが明らかとなっており、内部組織訓令と照らし合わせれば、変更前官職名に併記されている併任先官職名も明らかである。

したがって、通番2及び通番3の交流採用職員の変更前官職名及び変更後官職名は、併任先官職名も含め、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

- c 通番6及び通番7(職員の氏名を除く。)の不開示部分は、以下の理由から公表慣行がある又は公表することが予定されている情報であるといえ、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

(a) 厚生労働省のウェブサイトには、上記bのとおり、内部組織訓令が掲載されており、これによって、具体的に、平成25年

4月1日にどのような内部組織の改編が行われたのは、明らかである。

(b) 独立行政法人国立印刷局発行の職員録にも、交流採用職員(α及びβ)が所属する課・室については、係長クラスまでの職名が系統的に記載されている。

(c) 原処分において、別表の1欄に掲げる番号8の文書(広報室の事務分掌(氏名入り)及び本件対象文書の10頁(広報室の事務分掌))に記載されている室単位の事務分掌は、既に開示されている。

d ii及びiiiの不開示部分(通番4及び通番5)は、交流採用職員の地位や業務内容を示す情報ではあるが、交流採用職員を含め職員の氏名は記載されておらず、上記c(a)ないし(c)の事情を併せ踏まえると、法5条1号後段の、当該部分を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められない。

e したがって、通番2ないし通番8の不開示部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分

通番2、通番3及び通番6ないし通番8に記載されている交流採用職員の氏名及び非常勤職員の氏名については、上記(ア)aの理由から法5条1号ただし書イに該当すると認めることはできない。

また、当該部分が、法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、同項の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 通番12及び通番17の不開示部分

当該部分には、交流元企業における交流採用予定者以外の事務担当者の氏名が記載されており、全体が法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分が、法5条1号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、同項の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## (2) 法5条2号イ号該当性

### ア 通番10及び通番15の不開示部分

当該部分には、採用機関である厚生労働省と交流元企業との関係に係る情報（以下のi）ないしv））が記載されている。

#### (ア) 開示すべき部分

通番10及び通番15の別表の4欄に掲げる部分は、iii)「交流採用実施予定日前5年以内において交流採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容」、iv)「交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容」及びv)「交流採用実施予定日前5年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容」には、秘匿されるべき機微な情報は記載されておらず、その内容を公にしても、当該交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、通番10及び通番15の別表の4欄に掲げる部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

#### (イ) その他の部分

通番10及び通番15の不開示部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）は、i)「業務に係る刑事事件に関し起訴を受けたことの有無及びその内容」及びii)「不利益処分（行政手続法2条4号に規定するもののうち人事院の定めるもの）を受けたことの有無及びその内容」については、設問項目の性質上、当該項目に対する記載の有無を明らかにすること自体によって、交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

### イ 通番13及び通番18の不開示部分

当該部分には、交流元企業（2企業）の電話番号及びFAX番号が記載されている。当審査会事務局職員をして交流元企業のウェブサイトを確認させたところ、通番18のFAX番号は交流元企業のウェブサイトに掲載されていることが認められるが、通番13の電話番号及びFAX番号については、交流元企業のウェブサイトに掲載されていることが確認できなかった。

このため、通番18のFAX番号を公にしても、交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。他方、通番13の電話番号及びFAX番号については、当該交流元企業において一般に公にしておらず、これを公にすると、い

たずらや偽計等に利用されて当該交流元企業が必要な時に使用できなくなるなど、交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、通番18の不開示部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきであるが、通番13の不開示部分は、同号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

### (3) 法5条6号柱書き該当性

通番1の不開示部分には、本件の「官民人事交流に基づく交流採用者の官職の変更について」との決裁を起案した大臣官房人事課任用第一係の内線番号が記載されている。

当審査会事務局職員をして厚生行政出版会発行の「ガイドブック厚生労働省」を確認させたところ、当該内線番号は「ガイドブック厚生労働省」に掲載されていることが認められる。

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（3）ア）において、厚生労働省本省の職員名及び職名は「ガイドブック厚生労働省」に掲載されて一般に販売されている旨説明しており、このことからすれば、当該ガイドブックに掲載されている内線番号についても、特段、秘匿の取扱いとはしていないことがうかがわれる。

したがって、当該部分を公にしても、厚生労働省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

### (4) 法5条6号ニ該当性

通番11及び通番16の不開示部分には、厚生労働省として本件の交流採用予定者を採用するに至った選考結果及びその理由が具体的に記載されており、これを公にすることによって、厚生労働省の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条6号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号ニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号

柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。  
(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

### 1 開示請求書の記載内容

株式会社W、株式会社X、株式会社Y、株式会社Z（以下、併せて「W等」という。）、それぞれの企業において、厚生労働省への人材派遣を行った実績・期間、W等による人材派遣の際の決裁文書、人材派遣を行ったプロジェクト・案件、その他W等による厚生労働省への人材派遣の詳細がわかる文書一式。（添付文書の「委託を行う合理的理由 A」の「行政の展開する広報活動に関するナレッジや経験値が高く、実際に厚生労働省への人材派遣の実績を有する」に関する文書です。）

### 2 本件対象文書

「官民人地交流に基づく交流採用者の官職の変更について」と題する決裁文書一式

## 別表

1 文書等			2 不開示部分		3 通番	4 左記 2 欄のうち開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当部分	法5条各号該当性		
1	官民人事交流に基づく交流採用者の官職の変更について	1、2	内線番号	6号柱書き	1	全て
2	官民人事交流に基づく交流採用者(α)の組織改編に伴う官職の変更について	3	交流採用職員(α)の氏名、変更前官職名、変更後官職名	1号	2	変更前官職名、変更後官職名
3	官民人事交流に基づく交流採用者(β)の組織改編に伴う官職の変更について	4	交流採用職員(β)の氏名、変更前官職名、変更後官職名	1号	3	変更前官職名、変更後官職名
4	厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令 新旧対象条文	5	表題以外の、現行及び改正後の条文の全て	1号	4	全て
5	組織図(新旧)	6	全て	1号	5	全て

6	組織図（氏名入り） （平成25年4月1日現在）	7	①交流採用職員の氏名 ②表題を除く部分（上記①を除く。）	1号	6	非常勤職員及び2人の交流採用職員の氏名を除く全て
7	組織図（氏名入り） （平成25年3月1日現在）	8	①交流採用職員の氏名 ②表題を除く部分（上記①を除く。）	1号	7	非常勤職員及び2人の交流採用職員の氏名を除く全て
8	広報室の事務分掌（氏名入り）	9	①交流採用職員の氏名 ②その余の職員の氏名	1号	8	非常勤職員及び2人の交流採用職員を除くその余の職員の氏名
9	人事院規則21-0第18条の規定に基づく交流採用の実施に関する計画の認定に係る申請書（交流採用予定者α）	11、 12	官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれに該当するかの別、交流採用予定者の氏名・生年月日・年齢、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、現在の業務内容、交流採用予定官職、職務内容	1号	9	官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれに該当するかの別、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、採用予定

					官職、職務内容	
			交流採用実施予定日前5年以内において交流採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容、交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容、交流採用実施予定日前5年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容、業務に係る刑事事件に関し起訴を受けたことの有無及びその内容、不利益処分（行政手続法2条4号に規定するもののうち人事院の定めるもの）を受けたことの有無及びその内容	2号イ	10	交流採用実施予定日前5年以内において交流採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容、交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容、交流採用実施予定日前5年以内における交流採用

						予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容
			選考基準及び選考結果の概要	6号ニ	11	---
			交流元担当者氏名	1号	12	---
			交流元電話番号及びFAX番号	2号イ	13	---
10	人事院規則21-0第18条の規定に基づく交流採用の実施に関する計画の認定に係る申請書（交流採用予定者β）	13、14	官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれに該当するかの別、交流採用予定者の氏名・生年月日・年齢、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、現在の業務内容、交流採用予定官職、職務内容	1号	14	官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれに該当するかの別、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、採用予定官職、職務内容
			交流採用実施予定日前5年以内において交流採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務	2号イ	15	交流採用実施予定日前5年以内において交流

			に従事したことの有無及びその内容、交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容、交流採用実施予定日前5年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容、業務に係る刑事事件に関し起訴を受けたことの有無及びその内容、不利益処分（行政手続法2条4号に規定するもののうち人事院の定めるもの）を受けたことの有無及びその内容			採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容、交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容、交流採用実施予定日前5年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容
			選考基準及び選考結果の概要	6号ニ	16	——
			交流元担当者氏名	1号	17	——

			交流元FAX番号	2号イ	18	全て
--	--	--	----------	-----	----	----

- (注) 1 本表は、原処分の決定通知書、理由説明書等を元に、当審査会事務局において整理した。
- 2 頁番号は、当審査会事務局において付番したものである。
- 3 不開示部分を含まない文書については、本表への掲載を省略した。